

ボイラー及び圧力容器安全規則の解説 2022年改訂版発行のご案内

概要

ボイラー及び圧力容器安全規則について、条文ごとに専門的・技術的事項を正しく理解できるように関係通達等を網羅した解説書です。関係政省令についても掲載されており、本規則を理解するうえでの決定版といえます。

今回改訂箇所

- ◆ 「労働安全衛生法施行令」の一部改正及び「簡易ボイラー等構造規格」の一部改正
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する件の告示が令和4年2月18日に公布され、令和4年3月1日から施行されることとなります。これによりパイオオマスボイラーのうち、パイオオマス温水ボイラーに係る規制区分が見直しされ、併せて木質パイオオマス温水ボイラーが具備すべき規格を簡易ボイラー等構造規格に追加する等の改正が行われました。改訂版ではこのうち「労働安全衛生法施行令」に係る内容を反映させています。
- ◆ ボイラー等の遠隔制御基準等について
パイオオマスボイラーに係る遠隔監視及び制御の基準について、平成15年3月31付け基発第0331001号「ボイラー等の遠隔制御基準等について」の改正が行われました。改訂版ではこの通達を収録するとともに改正された基準を反映しています。
- ◆ ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について
令和3年3月29日付け基発0329第8号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」が通達として出され、これまで最大8年間としていた開放検査周期について、最大12年間まで認められることとなりました。
改訂版では本通達を踏まえて、ボ則第40条及び第75条の「解説」、「解釈例規」を修正しました。
- ◆ 「労働安全衛生規則」の一部改正について
令和2年12月25日 厚生労働省令第208号により、国民や事業者等の押印等を不要とするボイラー及び圧力容器安全規則様式等の改正が行われ、また、令和3年2月25日 厚生労働省令第40号により、旧姓等の併記が可能になり、性別欄が削除され、労働安全衛生規則様式が一部改正されました。改訂版ではこの内容を反映させています。